

広島県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉田豊栄線	安芸高田市吉田国司字義恒二四番一地从先から 安芸高田市吉田国司字義恒一九番一地从先まで	平成二十七年一月十五日